其理似尚未備

----曹廷杰『万国公法釈義』における『万国公法』の 儒学的再解釈について

望月直人

は	じ め に	335
Ι	曹廷杰『万国公法釈義』について	338
II	「公法」の「源」	341
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	「性法」と「公法」	344
IV	「体用」論	350
お	わ り に	354

はじめに

1864年、アメリカ人宣教師マーティン(William Alexander Parsons Martin・漢字名丁韙良)がホイートン(Henry Wheaton)の『国際法原理(Elements of International Law)』を漢訳して『万国公法』の書名で公刊した。さらに、この『万国公法』をもとにした中国読書人の著作一林学忠の言葉を借りれば「本土化著作」一が生み出されており、その最初の例は、1880年に朱克敬が刊行した『辺事続鈔』に収められた『公法十一篇』とされる $^{(1)}$ 。『公法十一篇』は『万国公法』に比べると著しく簡略な内容となっているが、筆者がすでに明らかにしたように、「公法」=「(万国にとっての)公なる法」という語義・語感に沿うように独自に再編集されたものとなっている $^{(2)}$ 。また、1896年に宋育仁が刊行した『泰西各国采風記』に収められた『公法駁正』は、『万国公法』の議論を『春秋』によって修正する意図で執筆されたものである $^{(3)}$ 。ただ、これは未完成に終わっている。

曹廷杰が1901年に完成した『万国公法釈義』も、『万国公法』の「本土化著作」の一つである。『万国公法釈義』の完成は、『万国公法』の刊行から40年近く経った、義和団事件後であり、アウト・オブ・デートの感が否めない。しかし、『万国公法』に対して逐条注釈を付し、冒頭には「公法源流図」「公法源流説」「万国公法釈義」「律例釈義」といっ

た、曹廷杰オリジナルの図や論説も採録し、最終的に17万6,783字の大著となっている。 『万国公法釈義』の執筆に、曹廷杰が相当の労力を費やしたことは疑いない⁽⁴⁾。

『万国公法』の出版は、中国および東アジアでの国際法受容における一つの歴史的画期である。そして、清朝による国際法の受容(継受)は、「万国公法」あるいは「公法」という名称(以下、本稿では「公法」と記す⁽⁵⁾)の下、少なくとも1900年前後までは、儒学への「附会」を通して国際法を理解・解釈する形で進められた。『万国公法釈義』はそのような「附会」によって「公法」を解釈した著作である⁽⁶⁾。

『万国公法釈義』については、すでに林学忠が、同書の提示する「公法」の「源」「流」に関する議論を中心にとりあげて紹介をしている。ただ、林学忠は伝統的な儒家思想によって「公法」を解釈していると指摘しているものの、立ち入った考察は行っておらず、『万国公法釈義』における「公法」の法体系や諸規範に関する議論を十分に明らかにしているわけではない。また、章清が「西学中源」説の一事例として『万国公法釈義』の「公法」中国起源説を紹介しているが、同書における「公法」の法体系や諸規範に関する議論については、やはり検討を行っていない(7)。

周知のように、20世紀初頭に「新政」が開始されるまで、中国読書人は儒学や中国の歴史上の事物への「附会」を通じて欧米の技術・制度・思想などを理解し受容した。「公法」の「本土化著作」も、このような「附会」によって国際法を理解・解釈した著作になる。「公法」の「本土化著作」の存在は、先行研究でたびたび取り上げられてきたものの、その具体的論述内容についてはいまだ研究が進んでいない。しかし、清末中国の読書人がどのように「公法」を理解・解釈していたのか、とりわけ儒学への「附会」を通して解釈された「公法」はもとの欧米の国際法との間にいかなる内容的差異を生じることになっていたのか、という点は「本土化著作」を評価するにあたってやはり明らかにしておくべきことであろう。

何より、『万国公法釈義』の「公法源流図」・「公法源流説」の作成意図について、曹廷 杰は次のように述べている。

考えるに、公法の起源から末端までについては、原書(『万国公法』)の第一巻第一章で各公法学者が繰り返し討論しているところである。個別にこの討論を考察すると、その議論は食い違っているが、総合して見るならば、その論意は一貫している。これについては私の注釈においてすでに詳細に論じている。ただし、公法の起源に関する原書の記述は、恕まで考え及んでいるものの忠を取り残しており、性まで考え及んでいるものの命を取り残しており、その理をまだ十分に説明していないようである。そ

其理似尚未備

れゆえ謹んで「公法源流図」・「公法源流説」を作成して(忠や命を含めた完全な)理 を示し、博雅の君子のご指正を希望するものである⁽⁸⁾。

『万国公法』第一巻第一章は、『国際法原理』の国際法学説史の漢訳部分に相当する。ここで「原書」の推察が及んでいるとされる「性」については『万国公法』における自然法の漢訳語「性法」の「性」を指すと思われる。同じく『万国公法』の考察が及んでいるとされる「恕」については、『万国公法』の、

各国がこの慣例に従う理由は、思うに他国の自国への待遇について同じ慣例に従うおうとしてくれるのを期待してのことだろう。よって公法とは恕(思い遣りのこころもち)にほかならない⁽⁹⁾。

という文章にある「恕」のことを指していると推測される。上記の文章は当然ながら『国際法原理』に原文があり、その和訳文は以下のとおりである。

それぞれ独特な国家にこの法律を守らせる動機は、他国も自国に対して同じ法律を守るだろうという確信に依存している。万民法は意志の相互性に基づいている。独立国は人間においては自らよりも上位にある権威を認めないからである⁽¹⁰⁾。

ここから、『万国公法』の「恕」は『国際法原理』の(他国の国際法遵守を期待する)「意志の相互性(reciprocity of will)」を漢訳したものとわかる。この漢訳の妥当性については、ここでは立ち入らない。注目すべきは、曹廷杰は『万国公法』内の「恕」を、儒学において重要な概念としての「恕」と認識している点であり、これは彼が儒学的なタームを重視していることを表している。まさに曹廷杰は、儒学の立場から、「性」や「恕」に言及しているものの「忠」や「命」を取りこぼしている『万国公法』の説明に不足を感じ、「公法源流図」「公法源流説」を作成したのである。つまり、『万国公法釈義』は、『万国公法』の単なる解説書ではなく、『万国公法』を補完する意図も込めて著されたのである。

そこで本稿は、清末の中国読書人が国際法を儒学を用いて再解釈した著作である『万国 公法釈義』の「公法」の理論を具体的に検討し、清末中国における国際法受容の歴史過程 を再考する重要な手がかりとしたい。

I 曹廷杰『万国公法釈義』について

『万国公法釈義』は、英文国際法概説書『国際法原理』を漢訳した『万国公法』に対して、曹廷杰が独自に注釈を行った書籍である。

『万国公法』の原著にあたる『国際法原理』は、アメリカの外交官・法律家ホイートンの国際法概説書である。初版はホイートンがアメリカ駐プロイセン公使在職中の1836年にロンドンおよびフィラデルフィアで初版が出版され、フランス語訳も出版されており、ホイートンの死後も他の学者がよる再編集・加筆・修正した改訂版が出版を続けている。例えば、1916年にイギリスの国際法学者フィリップソン(Coleman Phillipson)が再編集し『ホイートンの国際法原理(Wheaton's Elements of International Law)』の名称で刊行している(11)。

『万国公法』は、アメリカ人宣教師マーティンが、1855年刊行の『国際法原理』の第5版を底本として漢訳を行い、1864年(もしくは1865年)に刊行したものである。『万国公法』は清朝中国のみならず、幕末の日本や阮朝ベトナムでも翻刻され、漢文からモンゴル語への翻訳もなされている $^{(12)}$ 。さらに、幕末から明治初期の日本では、『万国公法』をよりよく理解するために和訳や注釈書がたびたび刊行されている $^{(13)}$ 。

『万国公法釈義』の著者である曹廷杰(1850-1926年)は、別名楚訓、字は彝卿、湖北省枝江県の人である。1871年に秀才となり、1874年から廩貢生の身分で国史館に漢謄録としてつとめ、侯選州判の身分を得た。1883年に吉林省に赴いて靖辺軍後路営の文案(書記)となり、吉林省・奉天省・黒龍江省で調査を行い、1885年に『東北辺防輯要』を著した。こののち吉林将軍希元の命で清露国境地帯を踏査するが、この際に明代のヌルカン(奴児干)都司の永寧寺碑を発見し、拓本を作成したことはよく知られている。1889年から1894年にかけて山西省和順県および寧武県の知県をつとめたが、日清戦争後に再び東三省に戻り、黒竜江省で呼蘭木植山貨税務などの役職についた。1900年の義和団事件に際して、開発を担当していた黒竜江省呼蘭都魯河金鉱が侵攻したロシア軍に略奪され、曹廷杰自身も避難を余儀なくされた。吉林将軍長順および総理外務部事務慶親王奕劻の推挙によって、1903年1月6日、光緒帝・西太后に謁見した。内藤虎次郎は2回目の中国旅行の際、1902年11月13日に北京・瑠璃廠の書店翰文斎で曹廷杰と邂逅しているが、まさにこの謁見のため曹廷杰は北京に来ていたのであろう。1907年に吉林知府となり、その後吉林勧業道となるが、辛亥革命を機に官職から退いた。ただ、なおも吉林省に居住して『論語類纂』などを著し、1920年になって故郷の湖北省に戻った(14)。

曹廷杰が『万国公法』を入手したのは、本人の説明によれば、1886年のことであるが、

その際は内容をよく理解できなかったという。1900年にロシア軍の侵攻で避難を余儀なくされた際に『万国公法』の研究を進め、これに注釈をつける作業を行い、1901年に長順に呈出したところ、長順がこれに『万国公法釈義』の名を与え序文を寄せるとともに、外交に役立てるように正副二部の鈔本を作成して朝廷へ献上することになった⁽¹⁵⁾。正本は光緒帝および西太后に献上され、副本は外務部の閲覧用とされた。なお、この『万国公法釈義』の献上は、長順および慶親王奕劻による推挙と合わせて行われている。慶親王は、『万国公法釈義』について、「解説が詳しく明瞭で、かなり採るべきところがある(識解詳明、頗有可采)」と評している⁽¹⁶⁾。ただ、管見の限り、外務部の実務で『万国公法釈義』が引用された形跡はない。

こののち、『万国公法釈義』は1904年に重訂された。この重訂本は、新たに曹廷杰の「重訂釈義小序」と端方の「序」が追加され、形式も1901年の献上本が『万国公法』の原文の各条の上に「眉注」つまり頭注を付す形式であったのが、原文各条の後ろに一字下げて注釈を付す形式に改められている。

管見の限り、1901年の献上本については、所蔵を確認できなかった。重訂本については、鈔本が東京大学東洋文化研究所にされている(大木文庫)。本稿は、この鈔本に基づいて検討するが、『万国公法釈義』に採録されている『万国公法』の原文を引用する際には、『万国公法』の刊本から引用する。

注釈を行った理由について、曹廷杰は『万国公法』の文章が「晦渋」であったことを挙げる。しかし、『万国公法釈義』は、『万国公法』の内容をよりわかり易く解説するというだけのものにとどまっていない。各処の注釈で『万国公法』つまりは『国際法原理』の説明と異なる自説を提示しているからである。これらの一部は、端方の「序」において紹介されており、「毫も流弊無し」と評価されている⁽¹⁷⁾。

なお、曹廷杰は長順に送った稟文の中で、

考えるに西洋各国は公法を研究してきており、近三百年で諸学者の著書は700種余りにもなり、翻訳され中国で出回っているのは『万国公法』・『公法便覧』・『公法会同(公法会通の誤り)』・『公法総論』・『各国交渉公法論』の数種だけだが、基本は全て含まれており、応用に十分耐えうる⁽¹⁸⁾。

と述べており、『万国公法』などの原著が欧文であることも、漢訳されていない欧米の国際法関連著作が多数存在していることも、認識している。しかしながら、曹廷杰は底本の『国際法原理』を全く参照しておらず、『万国公法』以外の漢訳国際法概説書を参照してい

るものの、欧文文献を参照しようとする意志は全く見られない。長らく中露辺境で職務を した経験を持つにも拘わらず、(もちろん本人は欧文を解しなかったであろうが) 曹廷杰 は頑なに漢文のみに基づいて思考する姿勢を貫いている。よって「万国公法」の語も、国 際法の訳語としてではなく、漢語として認識している。彼は、

万国という名称についても、黄帝から始まっており、公法の二字についても『説苑』に「太公曰く「賢君の国を治むるは、私善を以て公法を害せず」」とあり、『韓非子』「古の世治の民、公法を奉じて私術を廃す」とある。これらは公法の名称の最も早期のもので西洋に先んじている。マーティン『中国古世公法論略』の「日は東からのぼり日に及ぶ」との比喩は、まことに確論である。また、春秋時代における列国の交際のやり方が、まさしく中国古代の公法だ」と言っているが、これまた確かな評価だろう (19)。

と、いわゆる「西学中源」説を採り、中国が欧米に先駆けて「公法」の語を用いたとして いる。

もとより、曹廷杰はあくまで孔子の学問を至高とする伝統的読書人であった。そのことは『万国公法釈義』の、

『春秋』の序文の注釈に「孔子は『春秋』を著して、素王(王位はないが王たる徳を備えた者)の法を立てた」とある。西洋の公法も、今後日増しに精緻で厳密になれば、必ずや次第に春秋の法と一致することだろう⁽²⁰⁾。

という文章に端的に表れている。また、儒学においては注釈によって経典の解釈を修正する伝統があるので、『万国公法』に対する『万国公法釈義』の注釈も、(ホイートン自身の学説を修正しているとはいえ) そのような伝統を応用したようにも思える。

なお、『万国公法釈義』の「校勘」には交渉局総理兼吉林分巡道文韞のほか、交渉局会 辦をつとめる分省補用同知の方朗、留吉補用同知の秋桐豫、留吉補用同知の朱烈があた り、「分校」に多禄・劉葆森・劉志森、「分繕」に趙成裕・顧炎慶・趙立謙・趙立行・王錫 珽・戈延緒・恩兆・馬良弼・馬良翰・書鳳・書嚕、「絵図」に劉元愷、「綜計字数」に姜樹 魁といった候補官や学生身分の人物たちがあたっている。吉林交渉局の総理と会辦が参加 していることから、候補官や学生身分の人物たちは実際には吉林交渉局のスタッフであっ たかもしれない⁽²¹⁾。実際に、長順は1901年に『万国公法釈義』を朝廷へ献上した際に、

其理似尚未備

並行して「公法」に照らして東三省を占領したロシアと交渉することを提案した上奏を行っており、その中で『万国公法』や『公法会通』、『各国交渉公法論』を引用して多岐にわたる議論を行っている。この上奏は、長順のほか曹廷杰や『万国公法釈義』の編集に関わった人々の国際法研究の成果と推測される。長順の奏摺の原稿には「起草の意図(擬稿原意)」という箇条書きのメモが付されているが、そこには以下のような文章が含まれる。

- 一、考えるに公法の書籍の記載では、いつも一事案について各国の事例や公法家の論説を博引して、多いと数十条にもなり、煩瑣をいとわないが、その理を明らかにしているので、処置を決めるのはおのずと容易である。
- 一、考えるに公法の書籍の記載では、いつも一事案について数年数十年かけて互いに議論してようやく処置を決めるが、それでも理の曲直を基準とするのである。今公法に基づいてロシア人と議論するにあたっても、たとえ当面は議論がまとまらなくても、差し支えない。(清朝の公法に基づいた主張がロシアに受け入れられて)実施できるか否かに拘わらず、将来各国が必ずや(我々の実践例を)公法に追加してくれるはずである⁽²²⁾。

清朝の公法に関する自らの取り組みを各国がいずれは評価してくれるものというのが、吉林省当局の主張である。『万国公法釈義』は、このような痛々しいほどの自己主張をする吉林省当局の中から生みだされたわけである。

Ⅱ「公法」の「源」

『万国公法釈義』は底本の『万国公法』にはない「公法源流図」と「公法源流説」において、「公法」の起源から末端までを図示・解説している。「公法源流説」の説明は、まず「公法」からその「源」へさかのぼり、そのうえで「公法」の「流」について「内公法」と「外公法」に分類しつつ各段階に下っていくスタイルを取っている。ただ便宜上、ここでは「源」の「一」から「公法」へと下る形で検討していくこととしたい。なお、「公法」以下の「流」は、国内法としての「内公法」「内公法」(「各国自制之律例」)と国家間の「外公法」(「各国交渉律例」)の2系統に分けて論じられているが、管見の限り、儒学と直接に関係する議論はないと思われることから、ひとまず本稿では立ち入らない⁽²³⁾。

「公法」の「源」、言い換えれば「公法」を遡ってたどり着くところは「一」である。曹 廷杰は「一」を「道」であるとし、人間の「性」はこの「一」そして「天」と一体のもの だと説く⁽²⁴⁾。

人間は、「一」と一体の「性」を内包する「命」を受けて現実世界に生まれる。現実世界に生まれた人間は「一」から分け与えられた「性」を自らの身に宿すことになる。具体的には人間の身体の「中」に「心」があり、「心」の「中」に人間の「神」があり、この「神」=「心」の「中」に「性」・「命」が宿ることになる。『論語』里仁の「夫子の道は忠恕のみ」に対する朱熹の注釈を念頭にしていると見られ、人間の「心」の「中」とは「中心」すなわち「忠」(まごころ)である、ということなのだろう⁽²⁵⁾。そして、この「忠」の延長上に「恕」(思い遣りの心)をとらえる。曹廷杰は「忠」と「恕」は「体」と「用」の関係にあるとする。そしてこの「恕」は、具体的には、「己の欲せざるところは人に施すことなかれ(己所不欲、勿施於人:『論語』衛霊公)」のことであり、自分の心によって他人の心を推し測り、他人の心を自分の心のように考えることである。いわゆる「絜矩の道」である。「公法」の制定にあたっては、この「恕」の心の働きに依拠することになる⁽²⁶⁾。

そして、人間は「恕」の心の働きに依拠することで、「天理」と「人情」を推し測って「公議」を出し、「公義」を定め、それを「公法」とすることになる。「公法源流説」は、以下のように説く。

図のように公法が一段あがって公義と合致しなければ、天下に対して法たりえない。義とは物事として適当なことである。公義は聖君・賢相・達人・名師によって、公正に議定されねばならない。議とは言説として義と合致するものである。公議は天理に照らして検討し、人情に照らして検討し、(天理・人情に)合致するものは論議のうえこれを実施し、合致しないものは論議のうえでこれを放棄し、議の公義と合致するもののみ法と定めることができる⁽²⁷⁾。

「公議」においては「天理」・「人情」を基準として、物事の妥当性を判別する。そして、この「公議」によって、「公義」すなわち具体的な行動ないし状態として妥当性を有する事柄が見出され、それを「公法」すなわち共通の法規範と認定することになる。また「公議」は提出者が「聖君・賢相・達人・名師」とされている。これは、中国王朝の官僚・士大夫らしい尚賢主義と言えるが、国際法は、当時の欧米であっても国家間の法という性格が濃厚で、元首・貴族・官僚・学者・知識人によって議論されるものだった。

とはいえ、「公議」が実際に公正・公平・共通・共同という要素を含む「公なる議」と して妥当性を有するかは、「公議」提出者の独断で定まるわけではない。『万国公法』第一 巻第一章第一節の、

天下において法を定めてこれを世界各国に必ず遵守させる人間はおらず、裁判を行っ て世界各国を判決に必ず服させる人間もいない。しかしながら、それでも世界各国の 間には、交渉事をとりまとめ、紛争における是非を判断する公法が存在する。ある者 が問うに「この公法は、元首が制定したのではないと言うなら、何に由来するのか。」 と言う。これには「諸国間の交際の事は、情にはかり、理にはかり、深く公義の大道 を考察することで、その起源を把握できる。| と答えよう。各国には当然ながら元首 がおり、自国の民人のために、法律を制定し事件を裁判するが、世界諸国の間には一 国内と同じ様に諸国を統領する首長はあり得るはずもなく、一国内と同じ様に(首長 が制定して) 広く行われる法などはあり得ようもない。諸国間で広く行われている全 ての公法はいずれも公議によって制定されるが、世界各国の間には、国際関係の規則 を指し示す統治者としての首長はおらず、みなによって選出されて紛争を解決する役 所もまた存在しない。公法を必要とした場合に、一国の元首が公法を制定する権限を 行使することや、一国の官庁が公法についての解釈を出すことに期待しても、公法は 得られない。各国が相互に応対する際の自然の義法をよくよく考察する以外にないの である。各公法学者がこの義法を解き明かしているが、めいめい持論を説いているた め、彼らの所論はどうしても食い違いを生じることになっている(28)。

という本文に対する『万国公法釈義』の注釈には、次のような議論が見える。

ここは、公法が公義より生まれ、公義は公議により制定されることを言う。思うに地球各国には、それぞれに元首がいて法律を制定して裁判を行ってその民を統治する。しかし、それはめいめいの元首の管轄する一国内のみで実施できるのであって、各国間に拡大して実施できず、自らの制定した法に各国を従わせたり、その判例に各国を服させたりすることはできないので、各国の交際は、公法が維持するのでなければ、そのうちに必ずや齟齬や不一致をきたし、紛争を惹起しやすいものだ。交渉の際に情に基づき理を酌量し、深く公義としてそうなるべきことを考察し、公正に定議し、一国において実践して各国ともこれを是とし、各国において実践して一国もこれを非としないならば、これが公法である。思うにこれがつまり公議の公義なのである(29)。

『万国公法釈義』の注釈では、「公法 | となるべき「公議 | の「公義 | であるかは、施行後

に各国が揃ってその妥当性を評価するかにかかっている。

そして、この「公議」による「公法」の制定という観点から見た時、曹廷杰にとって現行の「万国公法」は、名実がなお一致しないものに映っていた。彼は「万国公法」が、各国の著名な法学者が国際交渉について研究して書籍とし、外交官などがこれに準ずるようになったのであって、各国の公使や元首が「公議」によって定めたものではなく、その「万国公法」という名称に対して十分な実質を持つものではない、と論評している⁽³⁰⁾。そのうえで彼は、各種の漢訳国際法を研究してその成果物を清朝政府による検討に供すると述べ、この成果物を外務部大臣が各国公使と共同で内容を取捨したうえで、諸言語に翻訳して各国へ送付し、それぞれの元首や議会によって署名・批准を経て公刊するように求めている⁽³¹⁾。曹廷杰の言う「公議」は、各国代表(公使・元首)共同の議論と意見の一致を含むものであり、彼はこれを「公議」による「公法」制定の理想的な手続きと考えていたとわかる。なお、『万国公法』にも「公議」の語は見えるが、『万国公法釈義』のような具体的な説明は見当たらない⁽³²⁾。

Ⅲ 「性法」と「公法」

1 「公法之由情而生者」と「公法之由理而生者」

『国際法原理』は、第一部第一章で、グロティウス以降の国際法の学説史を繙き、学者たちが自然法・意思法・実定法について重ねてきた議論について解説している。同書は、国際法の父と称されるグロティウス(Hugo de Groot/Hugo Grotius)の自然法論について、次のように説明している。

グロティウスが創始者である学問において、グロティウスとその直弟子たちや後継者たちが最初に取り組んだのは、第一に、世俗の制度の実定法と関係なく、あるいは一般的に自然状態と表現されているような形態で、共同生活する人間を拘束する正義の規則を定めることであり、第二に、それらの(正義の)規則を、お互いに関して(自然状態と)似たような状態で生存する別々の共同体(国家のこと)の相互関係に対して、自然法の名の下に、適用すること、であったように思われる⁽³³⁾。

グロティウスの自然法論について、ホイートンは、自然状態にある個人間に適用される法 を自然法として国際関係に適用するものと説明している。グロティウスの自然法論に対し て、ホイートンは、 ライプニッツ(Gottfried Wilhelm Leibniz)によって漠然と提示され、カンバーランド(Richard Cumberland)によって明確に表現・採用され、その後のほとんどすべての物書きによって認められた功利の原則に国際自然法の起源を求めていれば、グロティウスは、間違いなく、もっとうまくやれたことだろう。しかし、国際法学の基礎において曖昧になっていた靄を払うのに非常に大きな貢献をしたこの原則は、グロティウスの執筆時には、ほとんど理解されていなかった。国際法と区別される国際道徳の原則と細則は、個人の行動を支配すべき規則を国家に適用することによってではなく、全体として人類の一般的な幸福を最も促進させる国際的行動の規則とは何かを確認することによって得られるはずである (34)。

との論評も加えている。「全体として人類の一般的な幸福を最も促進させる国際的行動の 規則」を国際道徳とすべきとするあたり、ホイートン本人の功利主義的思考が窺える。

以上のように、『国際法原理』における自然法は、人間たちの交際においては何が適切かということであり、最初から複数の人間に適用される規範を考察している。しかしながら、『万国公法釈義』上の「性法」は全く異なる形で解釈されている。

『万国公法釈義』が基づいている『万国公法』は、第一巻第一章第二節で、グロティウスの自然法論を以下のように説明している。

公法の学問は、オランダ人のグロティウスという名の者が創始したもので、グロティウスとその門人たちは、公法を論じてこれを2種に分類した。世の中の人たちの間に首長がおらず、王の定めた法もなく、あるがままで共同生活するとした場合に、人々の相互関係の理が、どのようにあるべきだろうかということを突き詰めたもの、これが公法の第一種で、性法という名称のものである。諸国間の交際は、個人間の交際と理を共有することから、当該の性法に定められた人々が応対する際の本分(権利や義務など)から、各国の交際上の義を明らかにでき、これが公法の第二種になる(35)。

この文章について、『万国公法釈義』は「第二種は結局指し示しているものがなく、よく わからない言葉になってしまっているようだ(第二種竟無所指、似乎詞不達意)」と注釈 しており、「第一種」と「第二種」がともに自然法=「性法」であることを曹廷杰が理解 できていないとわかる。ただ、これは『万国公法』の漢訳が悪いようにも見受けられる。

興味深いことに、上掲の「第一種」と「第二種」が異なる種類の法と解釈できる『万国 公法』の漢訳文から、曹廷杰はおのおのに独自の具体的な解釈・定義を施している。 ここは、公法がオランダ人のグロティウスの創始したもので、彼とその門人たちが公法を二種に分類した、ということを言っている。一種は、人々が元首の管理下になく、王の定めた法に束縛されず、他人とあるがままに共同生活するとして、彼らが交流し相手と接するのに、必ず望むことと望まぬことの区別があり、望むことが広く行われ、望まぬことは決して広まらないので、以上をもって法とするのである。これが公法の情由り生ずる者(情から生まれた公法)である。また一種は、前段の説明を受けて、ある場所の人々の交際においてあるやり方で接するのが良いとされ、諸国間の人々の交流でもそのように接するのが良いとされるのならば、この人人相待の理に依拠して各国の交際上の義を明らかにできるので、以上をもって法とするのである。これが公法の理由り生ずる者(理から生まれた公法)である (36)。

曹廷杰はこのように、「第一種」すなわち「性法」を「公法の情由り生ずる者」とし、「第二種」を「公法の理由り生ずる者」と定義する。2種類とも、『国際法原理』の説く自然法とは全く内容を異にする法規範である。

「第一種」すなわち「性法」・「公法の情由り生ずるの者」に関してはさらに、『万国公法』第一部第一章第三節に対する注釈で、以下のように論じられている。

ここは、前述の文章を受けて、情から生じる法は、人人自有の理(各人の心にもともと備わっている理)に基づいており、まさしく天がそうさせるところで世の人々が従わざるを得ないようなものなのである。聖賢の著作は人が善行を無し悪行をやめこの法を遵守することを勧めているに外ならない。国家がこの法を体して交際上の義を定めれば、国家間の紛争を解消でき、これが公法は公義から生まれるということである。この公義が生じた公法は、人においては人の性に合致し、天においては天の理と合致する⁽³⁷⁾。

ここで言う「人人自有の理」とは、「公法源流説」で言う(「一」と一体の)「性」のことと考えられる。つまり、人間の「情」(=対人関係で何を望み何を望まないか)は、「人人自有の理」たる「性」から発露されるため、「情」に基づいた規範が「性法」と呼称されているのである。ホイートンの説く自然法が複数の主体の間において客観的に見出されるものであるのに対して、曹廷杰はあくまで他人とともに存在する個人の情念、あるいは他人と関係を取り結んでいる個人の情念を考察の基点としている。

「第二種」の説明は、『国際法原理』の自然法の説明と類似しているように見えるが、実

際には大きく異なっている。『国際法原理』の自然法は、個人関係に見出され、これを国際社会にも敷衍して適用するものである。これに対し、『万国公法釈義』の「人人相待の理」は、ある地域社会で是認されている行為規範と国を越えた人々の交際で是認されている行為規範の間に発見される共通性を指している。

なお、『万国公法釈義』において、「第一種」と「第二種」の関係性ないし連続性は説明されていない。しかし、①「情」があくまで「人人自有の理」に基づくとされ、常に「理」そのままに顕現したというわけではないようであること、②「第二種」が「第一種」の「説明を受け」るとしていること、③『万国公法釈義』に「国際交渉は、公法が各国の関係を維持するのでなければ、必ずや齟齬や不一致をきたし、紛争を惹起しやすい」という紛争の遍在性を示唆する記述があること、④『万国公法釈義』で「恕」が強調されていること、⑤曹廷杰が伝統的な「公」・「私」の観念を受け継いでおり「公」を逸脱する「私」を否定していること、を考え合わせると、各人の発露する「情」の不揃いは当然に想定されていよう⁽³⁸⁾。つまり、各々の「望むこと」が衝突しないで集約される場合と、一方の「望むこと」・「望まぬこと」のせめぎ合い一すなわち不揃いな「情」の発露一が調和・均衡する場合の双方が、想定されているだろう。よって曹廷杰は、個々の人間の「情」が集約・調和・均衡・両立する筋目・筋道として「人人相待の理」が存在すると考えているのであろう⁽³⁹⁾。

他方、曹廷杰より後の劉師培も「情の平衡」としての理を得る心の作用としての「恕」を論じているが、彼は人間の利己的性質に由来するとし、歴史的に「己を利する」ことが「人を利する」ことによって達成されることを理解したために人間はこの道徳律を受け入れたと考えた⁽⁴⁰⁾。しかし、「恕」を「忠」と結びつけて議論していることから、曹廷杰は「恕」を利己心に由来するとは考えていないだろう。

ただ、「公法」を定めるには、さらに考察すべきことがある。『万国公法』第一部第一章 第九節への注釈に、次のような記述がある。

この節で議論されていることは、なおその前のいくつかの節で述べられてきたことに外ならず、公法が性法から敷衍して制定されることを言っているようである。思うに「性法だけでは中身がなく頼りにならず、普通の人間たちがあるがままに共同生活する時に、あるがままで平安にくらすことのできる(人人)相待の理が存在することを仔細に考察しなくてはならない。性法は端緒であり、この端緒に基づいて拡充していき、状況に応じて変化し適合することで効能を増したならば、これが公議の公義であって、つまりは公法である。」と言っているに過ぎない⁽⁴¹⁾。

「性法」はあくまで端緒・取っ掛かりであり、ここから拡充して現実の状況に適応して効果を増大させたものが、「公議」の「公義」つまり「公法」になるのである。

また、ある地域の社会と国家を越えた人的交際にも、差異があるとしている。『万国公法』第一部第一章第四節に対する注釈では、以下のような説明がある。

もし一国の人人相待の情理によって諸国間の人人相交の公事を制約しようとするだけならば、事が順調に進まなくなり、地に足が着かない。公議を提出する人の見識が広く考慮が深ければ、事理によく通じ、利害も見極められ、議論のうえ実践される法は、おのずと現実にはまり、地に足が着かないようなことにはならない。これが公法の理由り生ずる者である⁽⁴²⁾。

ここで、「一国の人人相待の情理」によって諸国間の「人人相交の公事」を縛ると円滑に機能しない、とされている。「公法」は、(A) ある地域での人々の交際と (B) 国の枠を超えた人々の交際には相違点があることを理解してこそ適切な形で定められるのであり、そうしないならば現実において機能し成果を出すことは困難だ、というのが曹廷杰の認識であろう。ゆえに、「公議」を提出する人間は、見識が広く考えが深く、「事理」に精通し「利害」を弁えていなければならないのである。もとより、「事理」一ものごとの「理」一は、『万国公法』第一巻第一章に見当たらない用語である。曹廷杰は、国の跨いだ問題については、「事理」に適うことでおのずと「利害」に即すことになり、現実の中で「公法」として機能するようになる、と考えていたと思われる。

2 「天理」と「公法」

『国際法原理』は、グロティウスの自然法と実定法としての万民法の区別について、次のように解説している。

グロティウスは、起源と義務の性質が異なることから万民法を自然法と区別し、万民 法が各国の一般的合意に起因すると考えた。その偉大な著作(『戦争と平和の法』)の 序文で、彼は「私はこの法に賛同する形で、哲学者、歴史家、詩人、さらには弁士の 証言を用いた。これらは公正な権威として無条件に信頼できるわけではない。それら は、しばしば各々の宗派やそれらの議論の性質、あるいは正当要因への関心からくる 先入観に合わせてゆがむものだからだ。しかし、異なる年齢や国の多くの心が同じ感 情で同意を示す場合もあるので、何がしかの普遍的な要因を俎上にのせねばなるま い。現在問題となっている対象では、この要因は、自然正義の原則からの正当な推論または普遍的同意のいずれかでなくてはならない。前者は自然法であり、後者は万民法である。同じ科学の2つの分野を区別するためには、単に著者たちがそれらを定義するために用いた用語だけでなく(これは著者たちがしばしば自然法と万民法という用語を混同するためである)、問題となっている対象の性質を考慮しなければならない。なんとなれば、承認されている原則から公正に推論することが不可能であるにも拘わらず、とある法格言が、あらゆる場所で遵守されていることが明らかになった場合、それは実定的な制度に由来していると結論するだけの理由を持つからである。」と言っている⁽⁴³⁾。

この箇所について、『万国公法』の原文と通釈は以下のようになる。

虎哥以公法与性法有所区别、蓋出於共議、而為各国所共服也。彼言「余論此公法、曾引諸国之道理、史鑑、詩篇、以証之、非言皆足以為憑。蓋其間不免陋狹偏曲者、然世代遙遠、邦国相隔、而皆同意同言、必有故焉、其故無他、或天理之自然、或諸国之公議、一則為性法、一則為公法也、二者為同学之別派、而不可混淆、蓋有通行条規隨処所遵守、而。終不出於天理者、則此等条規、出於公議必矣。」

グロティウスが公法を性法と区別するのは、思うに共同の議論から生まれ、万国が遵守している、ということによるのだろう。グロティウスは「この公法について論じるにあたって、私はかつて諸国の(説いたところの)道理・歴史の教訓・詩を引用して証明したが、そのすべてが十分に拠り所になるとは言っていない。思うに道理・歴史の教訓・詩の中には了見が狭く歪んだものがあるが、非常に長い年月を経ているにもかかわらず、また諸国間の隔絶があるのにもかかわらず、誰もが同意するものには、それなりの根拠があるはずである。この根拠がまさしく、あるいは天理の自然であり、またあるいは諸国の公議であり、一方が性法となり、他方は公法になる。この2つは同じ学問の異なる流派であって、混同してはならず、思うに、広く行われている規範でいたるところで遵守されていながら、①ひっきょう天理から生まれ出てはいない規範もあるが、これらの規範は必ずや公議から生まれていることになろう。」と述べている(44)。

下線部①の「終不出於天理者」は、『国際法原理』の文章に即すならば、「終に天理より出でざる者」と書き下して、上記のように「ひっきょう天理から生まれ出てはいないもの」

と通釈すべきものである。しかし、『万国公法釈義』の注釈文では解釈が異なる。

又按虎哥以公法与性法有所区别、謂「通行遵守之条規、無論行之何時何処、而_②総不 出乎天理之外者、則此等条規、必出於公議而為各国所共服、是為公法。有諸国之道 理・史鑑・詩篇、引以為証。雖所引間有陋狭偏曲之事、不皆足以為憑、然異時異地而 究有同意同言必当遵守者、則以諸国之公議、必本於天理之自然。天理之自然為性法、 諸国之公議為公法、是性法為公法之体、公法為性法之用。」

また考察するにグロティウスは公法と性法を区別し、「広く行われ遵守されている規範で、時と場所を限定せず行われていて②ひっきょう天理の埒外に逸脱しないものについては、これらの規範が必ずや公議から生まれ各国が共に従っているものであり、これが公法である。諸国の道理・歴史の教訓・詩を引用して、証拠とすることがある。引用した証拠には了見が狭く歪んだものがあり、すべてが頼りになるわけではないが、時と場所が異なっていながらひっきょう誰もが同意し必ず遵守すべき規範が存在するのならば、それは諸国の公議が必ず天理の自然に基づくからなのである。天理の自然は性法であり、諸国の公議は公法であるから、性法が公法の体であって、公法が性法の用である。」と言っている(45)。

下線部②の「総不出乎天理之外者」は、書き下すならば「総ぶるに天理の外に出でざる者」、通釈するならば上記のように「ひっきょう天理の埒外に逸脱しないもの」となる。もちろん、この解釈を『万国公法』の漢訳文から引き出すことは不可能ではない。ただ、『万国公法釈義』の注釈においては、「A 出於 B」が明らかに「A が B から生まれた」という意味で用いられている箇所もある (46)。わざわざ「外」の字を追加しているのは、曹廷杰も底本の字面からは「終に天理より出でざる者」を「けっきょく天理から生まれ出てはいないもの」と解釈するのを自然と感じたためだろう。つまり、曹廷杰は「終に天理より出でざる者」について、「ひっきょう天理から生まれ出てはいないもの」という解釈が自然であると認識しつつも、「天理」から外れた規範の存在を容認できなかったため、「総ぶるに天理の外に出でざる者」という解釈を採用したと考えられる。

Ⅳ 「体用」論

『万国公法釈義』では、各処で「体用」論―本体・本質と作用・顕現、形而上の存在と 形而下の事物・現象の関係を示す儒学の伝統的な理論―を用いた解説がなされている。

其理似尚未備

「体用」論は、『万国公法』の漢訳には全く用いられておらず、曹廷杰が『万国公法釈義』 で独自に導入したものである。例えば、曹廷杰は『万国公法釈義』第一巻第一章第七節の 注釈で、

まとめると性理が体で、公法が用であり、公法は公義から生まれ、公義は公議から定まる、公義や公議は必ず性理に基づくのである $^{(47)}$ 。

と論じている。「公義」や「公議」が必ず「性理」に基づくとしていることから、曹廷杰が「性理」から切り離された「公法」を想定していないとわかる。

そして、この「体用」論は、自然法と実定法(意思法を含む)の論争が続いてきたヨーロッパ国際法学の歴史を整合的に説明するために用いられている。『国際法原理』では、自然法の範疇を超えた実定法の存在を指摘する国際法学者の所論がたびたび取り上げられている。例えば『国際法原理』第一部第一章第五節では、以下のように記されている。

ある著名な英国の文官であり判事(ストウェル卿 William Scott, Baron Stowell)がいみじくも考察しているように、「国家法の大部分は、諸国の慣習や慣行の上に成り立っている。それはもちろん一般的な原則によって導入されるが、その一般的原則を伴って進むのは一定の範囲までである。もしそこで止まってしまったら、さらに進む自由はなくなってしまうだろうし、単なる一般的な推論がさらなる進歩の根拠になるというようなこともできまい。…」ということなのだ⁽⁴⁸⁾。

対応する『万国公法』第一巻第一章第五節は、次のような漢訳文になっている。

イギリスのストウェル卿は「公法は諸国間の慣習法に基づくことが多く、その根本はもとより理から出たものであるが、天理の自然の義によってあらゆる事柄を処置することはできず、地に足がつかない議論を公法と見做すことはできない。」と述べる⁽⁴⁹⁾。

この漢訳文に対する『万国公法釈義』の注釈で、曹廷杰は以下のように論じている。

第二段落は、ストウェル氏が、天理自然の義が内実を伴なっていなくて頼りにならず、諸国間の公法の慣習法が内実をともない基づくところがあるのに及ばない、と論じたことを説明している。思うに礼が体であり、法が用となり、そうしてようやく仏

教や道教が性理を言うような空談にやみくもに依存することにはならないのである。 儒学は仏教や道教の説く性理について指斥することはできないが、ただ仏教や道教が 性理という一方ばかりに立って議論をし、世の中をよく治める方法については、か えって放棄しているようであるのは、体はあるが用のないものだ。ゆえに仏教や道教 の文献は、儒学の文献が体も用も兼ね備えて、弊害がなく実践するのに十分なことに 及ばないのである⁽⁵⁰⁾。

『国際法原理』の紹介するストウェルの議論は、自然法の範疇を超えた実定法の必要を説くものであるが、曹廷杰は「体用」論によって解釈している。ここでの仏教と道教の評価は曹廷杰自身の主観的なものであるが、「体も用も兼ね備え」ることを重視する彼の認識は看取できる⁽⁵¹⁾。もとより曹廷杰は、冒頭の論説の1つで展開した「西学中源」の議論においても、実践・応用と結びつかない学問の有り方を揶揄している。

むかし周髀説や渾天説が唱えられていた。「大地に東西南北の変動があり、常に動いているが人は認識していない」という記述が、『尚書考霊曜』に見える。晋の張華は「天廻り地游く」の説を唱えた。宋代では、儒者は専ら性理を議論して、実学に従事しなかった。元明から今日までになると、結局小手先の文飾によって井の中の蛙になり、思いがけず地動説の話になると、かえって仰天して珍説だとし、さらには現在の西洋人の一切の実学については、どれも中国が古えからなかったもののようになっている。恐れながら、電気工学以外は、どれも古より中国にあった学問で、ただ朝廷が珍奇なものを重視されなかったので、西洋人がこれらを手に入れて、徐々に研究を進め、精巧さに精巧さを加えて、かえって中国が西洋人の創造したものと見做し、その技術が東から西に伝播したことに気づかない状態となってしまったのだろうと思う⁽⁵²⁾。

周髀説は蓋天説とも呼ばれ、四角形の大地に天が覆いかぶさっているとする宇宙観であり、渾天説は球形の天の中に大地が存在すると見る宇宙観である⁽⁵³⁾。『尚書考霊曜』は、佚文の『尚書緯考霊曜』のことで、『太平御覧』などの引用文を収集・突合・再編集して、あらためて出版されていた。「天廻り地游く」は三国魏および西晋の官僚・文人である張華の「励志詩」に見える。曹廷杰としては、これらを例から、古くは中国においても「実学」が重んじられていたが、宋代以降に実学が廃れた、と言いたいのだろう。もちろん、ここで述べられる古代および中世の中国の「実学」や「宋代」および「元明及今」の「儒者」の評価は、あくまで曹廷杰自身の主観によるもので、偏見と言って差し支えない。し

かし、上掲の文章から彼が「実学」の振興を希求していたことはわかる。この文章に鑑みれば、曹廷杰は「体用」論によって、「性法」と切り離された「公法」を否定しつつ、「用」の重要性も強調していると見てよい⁽⁵⁴⁾。

むろん、「体用」論が『万国公法』の記述に含まれていないことも、ヨーロッパの国際 法学者たちの間に論争があることも、曹廷杰は理解している。『国際法原理』は、『国際法 原理』の「プーフェンドルフ(Samuel von Pufendorf)の学派」とヴォルフ(Christian Wolff)の学説に関する説明において、

プーフェンドルフ学派の公法学者たちは、国際法学を倫理学の一分野と見做した。彼らは国際法を、国家と呼ばれる独立した人間社会の行動を規制するために適用される諸個人の自然法として考えていた。ヴァッテル(Emer de Vattel)によると、諸個人の義務を扱う自然法学の一部から国際法を分離した功績は、ヴォルフに帰するという。ヴォルフはその偉大な著作の序文で「厳格な自然法が特定の(人間の)共同体の統治機構に常に適用できるわけではないというのが人類の実態であるため、多かれ少なかれ自然法とは異なる実定的制度の規範を頼りにする必要が生じ、諸国家からなる大社会(国際社会)においては、多かれ少なかれ国家の自然法とは異なる実定的な制度の法を定める必要がある。こうして導入された新しい法は、自然法に抵触しない限り、万国共通の法とみなされるべきである。この法は、グロティウスと同じく、やや厳密な意味になるが、意思国際法とみなされてきた。」と述べている (55)。

と説く。「プーフェンドルフの学派」は国際法を単に自然法の一領域と見做して自然法と 異なる種類の国際法を認めていないが、これに対してヴォルフは自然法を変更した「意思 (国際)法」が存在し、自然法に反しない限り、これを遵守する必要があるとして、自然 法と区別される国際法の存在を明示した、とホイートンは説明している。

そして、上掲の文章に対応する『万国公法』の漢訳文は、下記のとおりである。

プーフェンドルフの門人は、公法の学問を性理の一分枝だと見做した。思うに、(公法を)人人相対の性法と見做して、それを諸国が交際する時の本分に敷衍するのである。この後に、ヴォルフが諸国間の公法を人間の性法と区別して別の学派とした。ヴァッテルは、ヴォルフは公法の学問に対する功績があったと賞賛している。ヴォルフは書籍を著して、「人が世の中にあって生活するには、応対する際の本分は非常に多く、性法から敷衍することは困難である。ゆえに国内では別に法律を制定してお

り、それはこの性法とはやや異なるものだ。諸国が別に制定している条約・慣例についても、やはり理法とやや異なるが、これも同じ理由である。この条約・慣例が理法と異なる理由は、思うに諸国が共にそれを好むがゆえにそうならざるを得ないもので、諸国はこの条約・慣例に従わなくてはならず、これは理法に従うのと違いはない。これら条約・慣例が理法と矛盾することがないならば、万国共通の規範とすべきである。グロティウスが言うところの意思法とは、これのことである。」と述べる⁽⁵⁶⁾。

この文章において、自然法について「性法」と「理法」という異なる漢訳語が出てきているのはいささか不可解であるが、ここでは立ち入らない。『万国公法釈義』は、この『万国公法』の本文に対する注釈で、次のような議論を展開している。

この節は、性理が公法の体で、公法が性理の用だ、というもので、この2つの言葉で言い尽くせるものだ。体用の説を明らかにしようとするならば、物については草木が根源たる天命に戻って世界と一体の状況に回帰した状態、人間については『易経』に言う「静かで動きがない」状態、これらはいずれも体である。物については草木が発育して生い茂った状態、人間にあっては『易経』に言う感応することで現実の事象に通じた状態、これらはいずれも用である。プーフェンドルフの門人もヴォルフも見識がこの体用の説に及んでいないため、一方が公法を性理の一分枝だと言い、他方がそれに反駁する、ということになっている⁽⁵⁷⁾。

プーフェンドルフの学派とヴォルフの間に生じた学説上の差異は、曹廷杰の目には「体 用」論を認識していないために生じた混乱と映っていたわけである。

おわりに一

以上、曹廷杰『万国公法釈義』について、「公法源流図」・「公法源流説」の説明および 第一部第一章本文への注釈を中心に、『万国公法』に対する儒学的再解釈を考察した。

簡潔にまとめるならば、『万国公法釈義』の言う「公法」は、「聖君・賢相・達人・名師」が「公議」によって示すところの、人間の内部にある「理」に基づき発露される「情」と人間の社会関係に見出される「理」である「人人相対の理」に基き、「事理」や「利害」を踏まえて実用に適した、「公義」に合致する規範、のことである。

興味深いのは、曹廷杰『万国公法釈義』が、個人が他人との関係において何を望む何を

望まないかという主観的考察に基礎を置いている点である。これは、ホイートン『国際法原理』が人間たちの交際において何が適切か・実際に何の方則を確認できるかを客観的に 観察する立場から自然法・意思法・実定法を論じていることと異なる。

もとよりホイートンは「全体として人類の一般的な幸福を最も促進させる国際的行動の規則」を志向しているが、曹廷杰も「各国が公法に遵えば、ともに喜び楽しみ国家がとこしえに安泰となる」と考えている⁽⁵⁸⁾。ただ、曹廷杰の考えでは、「恕」の精神の下、各主体個別の主観的な願望を調和・両立させる規範に従うことで「ともに喜び楽し」むのであり、各当事者の主観的な認識を必ずしも経由せずに客観的・第三者的な観察によって「全体として人類の一般的な幸福」を生み出す規範を見出そうとしたホイートンとは異なる。曹廷杰はまた、人の「情」に基づく「性法」と切り離された「公法」も想定していない。

曹廷杰はまた、「公法」制定について「体」と「用」を強調している。これは、一面としては「性」や「理」と分離・断絶した「公法」を認めない立場に基づくと言える。しかし、彼は「体」である「性」や「理」をそのまま「用」に供する「公法」も否定する。曹廷杰にとって、「公法」は現実に即し実用に適したものでなくてはならなかった。

もちろん、『万国公法釈義』には、あくまで漢訳書の『万国公法』のみに依拠して原典たる『国際法原理』にあたっていないゆえの国際法理解の限界が存在しているように見える。『万国公法釈義』には、曹廷杰の思い違いや誤読が多く含まれている。しかし、そうであればこそ、『万国公法釈義』は、一伝統的読書人が自らの持つ知識・世界観・規範意識に基づいて思考したことをよく窺える著作になっている。『万国公法釈義』の儒学を軸にしたやや強引な再解釈は、底本・原典にあたらないがゆえに可能だったものも、多いように見受けられる。

また、本稿で取り上げた『万国公法釈義』の所論は、ともすると『万国公法』の「本土 化著作」が中華文明の優位性に対する清朝中国の官僚・士大夫の信仰を維持する目的で著 されたような印象を与えるだろう。しかし、国際法が19世紀後半の東アジア国際場裏に おいて抱えていた理論的な弱点を踏まえるならば、このような著作が生み出されていった ことが自然に感じられよう。

そもそも、19世紀後半において、国際法は欧米諸国に対しては現行法であったが、清朝中国に対しては基本的にそうではなかった。一部を除けば、欧米諸国に対するように明示的同意としての条約と黙示的同意としての国際慣習という手続き・形式から、国際法の清朝中国に対する拘束力を説明することはできなかった⁽⁵⁹⁾。いきおい、当該時期における「公法」への準拠は、清朝および「万国」が従うべきものとの清朝中国の官僚・士大夫による判断(言い換えれば、普遍的な法としての清朝中国の官僚・士大夫に対する説得

力)に期待せざるを得ない側面があった。「公法」の説明に「附会」が用いられたのも、突き詰めれば、このためであろう。他方で、儒学上で当時一般的であった議論や清朝の対外関係を規制していた旧来の規範制度に不満を覚え、これを改革する必要性を感じていた官僚・士大夫も、少なくなかった。ここに、儒学そのものを否定できないものの、彼らが内容において「万国」の従うべき「公法」を探究する動機が生じるわけであり、『万国公法』の「本土化著作」はその探究の成果物と言える⁽⁶⁰⁾。

他方、内容において「万国」の従うべき「公法」を探究する清朝中国の官僚・士大夫の取り組みは、各人の価値観や思考、問題意識に基づいて、多様な成果を生み出したようである。例えば宋育仁『公法駁正』は、『万国公法釈義』と異なり、欧米の国際法が「功利」の影響を受けていることを批判し、モーセの十戒といったキリスト教の教えを好意的に評価するなど倫理を重視している⁽⁶¹⁾。このような『万国公法』の「本土化著作」の多様性については、稿をあらためて検討したいと考える。

註

- (1) 『辺事続鈔』巻八「公法十一篇」(ただし『辺事続鈔』内に「公法十一篇」の名称はない。1888年刊行の葛士浚『皇朝経世文続編』に採録された際に初めて「公法十一篇」の名称が使用された)。林学忠「近代西方国際法文本的閲読―試論朱克敬「公法十一篇」」周奇編『伝播視野与中国研究』上海人民出版社、2014年。朱克敬「公法十一篇」については、田濤『国際法輸入与晚清中国』済南出版社、2006年(第2版)、曾濤「近代中国的国際法附会論」、中国法律史学会編『法史学刊』社会科学文献出版社、2008年、潘光哲『晚清士人的西学閲読史(1833-1898)』中央研究院近代史研究所、2014年、張衛明『晚清対外交渉中的国際法運用』人民出版社、2016年、金瑶「東方国際法譜系的重新発現」『社会科学前沿』7-8、2018年、王中江「世界秩序中国際法的道徳性与権力身影」『天津社会科学』2014-3、林学忠「近代西方国際法文本的閲読―試論朱克敬「公法十一篇」」、周奇編『伝播視野与中国研究』上海人民出版社、2014年。Maria Adele Carrai, Sovereignty in China: A Genealogy of a Concept since 1840, Cambridge: Cambridge University Press, 2019, pp. 63-64. を参照。
- (2) 望月直人「国際法と「(万国) 公法」のあいだ―朱克敬『公法十一篇』の検討」『地理歴史人類学論集』13、2024年。
- (3) 『泰西各国采風記』巻五「公法」。先行研究で『公法駁正』と称されることもあり、本稿も便宜的にこの名称を用いる。宋育仁『公法駁正』については、川尻文彦「『万国公法』の運命―近代における日中間の「思想連関」の観点から」『愛知県立大学外国語学部紀要言語・文学編』49、2017年、黄宗凱・劉菊素・孫山・羅毅『宋育仁思想評伝』西南交通大学出版社、2007年、174-179頁、馬猛猛「従春秋公法到天下秩序的現代重建―以宋育仁『公法駁正』為中心」『天府新論』2023-1、を参照。
- (4) 字数は『万国公法釈義』「重訂釈義小序」による。
- (5) なお、「公法」は「万国公法」と同義の言葉として使用される場合もあるが、「泰西公法」

- のように地域を限定された用法も見られる。また国内法についても「公法」を用いている ことがあり、『万国公法釈義』は国内法を「内公法」、国家間の法を「外公法」と分類して いるが、後者を「公法」と表現している箇所も多々ある。
- (6) 欧米の思想・制度・技術に対する「附会」論については、小野川秀美『清末政治思想研究』増補版、みすず書房、1969年、41-43頁を参照。なお、苗婧が指摘するように、「附会」論は、単に欧米の技術・制度を導入するにあたっての正当化や理解のための単なる便宜的措置というわけではなく、むしろ既存の知識や理論によって欧米の事物を考察・評価する試みとしての面も持つ(苗婧「郭嵩燾の西洋認識―「附会」論と文明観を手がかりに」『洛北史学』22号、2020年)。『万国公法釈義』も、このような「附会」の成果の1つに位置づけられよう。
- (7) 章清「晚清中国「閲読世界」之一瞥一略論晚清士大夫対「万国公法」知識接納」(張寿安主編『晚清民初的知識転型与知識伝播』北京師範大学出版社)、2018年。
- (8) 『万国公法釈義』「公法源流説」按公法源流、原書第一卷第一章各公師反覆辨論。分按之、 詞似岐異、合観之、意可貫通。釈義已詳論之。惟原書溯源、推及於恕而遺忠、推及於性而 遺命、其理似尚未備。故謹為図説以明之、望博雅君子誨正焉。
- (9) 『万国公法』(京都崇実館、同治三年、刊本) 第一卷第一章第十節。各国所以遵此例、蓋望他国之待我亦將遵之也。故公法一恕而已。
- (10) Henry Wheaton, Elements of International Law, sixth edition, Boston: Little, Brown and company, 1855, pt. I, ch. I, §10. The motive which induces each particular nation to observe this law depends upon its persuasion that other nations will observe towards it the same law. The jus gentium is founded upon reciprocity of will. It has neither lawgiver nor supreme judge, since independent States acknowledge no superior human authority.
- (11) Henry Wheaton(author), Coleman Phillipson(revised, enlarged, and re-written), Wheaton's Elements of International Law, 5th English Edition, London: Stevens and Sons, Limited, New York: Baker, Voorhis & Co., 1916. なお、このように古典的国際法概説書を後世の学者が加筆・修正して出版するのは、国際法分野ではよく見られるという(名城大学法学部准教授藥袋 佳祐氏のご教示による)。
- (12) 武山真行「ベトナム版丁韙良『万国公法』—植民地化進行過程下での翻刻」『法学新報』 109-5/6、2003年、橋誠「モンゴル語訳『万国公法』について」『内陸アジア史研究』21、2006年、フフバートル「モンゴル語近代語彙登場の母体—『蒙話報』誌(六)—資料比較にみる外国語固有名詞のモンゴル語表記」『学苑』816、2008年、ウルルード・ズンベル「モンゴル語訳『万国公法』テキストとその訳語」『日本モンゴル学会紀要』53、2024年。また、1907年には査辦西蔵事件大臣の張蔭棠によって『万国公法』のチベット語訳をつくる提案もなされたが、実際にチベット語訳作成のプロジェクトが行われたかは不詳であるという(小林亮介『近代チベット政治外交史—清朝崩壊にともなう政治的地位と境界』名古屋大学出版会、2024年、229頁)。
- (13) 住吉良人「明治初期における国際法の導入」『国際法外交雑誌』71-5・6、1973年。
- (14)『曹廷杰集』(中華書局、1985年)下「呈送『万国公法釈義』稟文」光緒二十七年九月。中国第一歴史檔案館編『清代官員履歷檔案全編』第7冊(上海古籍出版社、1997年)、50-51頁、長順『奏摺』(東洋文庫蔵)巻一一「為曹廷杰請飭外務部遣用片」、趙中孚『清季中俄東三省界務交渉』中央研究院近代史研究所、1970年、33頁。傅朗雲『曹廷杰与永寧寺

碑』、遼寧人民出版社、1988年。『内藤湖南全集』第6巻、筑摩書房、1972年、359頁、西英昭「『海国図志』「滑達爾各国律例」・『万国公法釈義』解題」http://kande0.ioc.u-tokyo.ac.jp/kande/gaikoku/_ttNogdi.html(最終閲覧2024/6/27)。なお、内藤虎次郎は1912年に奉天などを訪れた際も曹廷杰と会っている。多田英俊氏によれば、内藤虎次郎が新村出に送った「明治四十五年四月三十日」の消印のある葉書に、羽田亨が撮影したとみられる写真が印刷されており、曹廷杰が内藤虎次郎・富岡謙蔵と収まっているという(多田英俊「新村出と短歌―内藤湖南・柳田國男との交流から」『嵯峨野高等学校研究紀要』15、2013年)。鉄斎美術館の展示物パンフレットで紹介されている写真がこれにあたる(鉄斎美術館『鉄斎―中国憧憬』、2011年。内藤虎次郎の新村出宛葉書、明治四十五年四月三十日消印、清澄寺・鉄斎美術館蔵)。内藤虎次郎が「奉天訪書日記」で1912年3月29日に永清照像館で撮影したとしているのも、この写真のことであろう(『内藤湖南全集』第6巻、443頁)。

- (15) この時、長順は「外交使節をつとめるのに十分な能力を持つ(才堪任使)」として曹廷 杰を保挙しており、外務部での任用を望んだようであるが、最終的に上論で吉林省での任 用を命じられている。
- (16) 『皇朝外政史』(『政芸通報癸卯全書』) 卷五「慶親王保薦使才摺」。
- (17) 『万国公法釈義』 「序」 (端方)、光緒二十八年九月。
- (18) 『曹廷杰集』(中華書局、1985年)下「呈送『万国公法釈義』稟文」光緒二十七年九月。 查泰西各国講求公法、近三百年各家著書七百余部、雖訳行中国『万国公法』・『公法便覧』・ 『公法会同』・『公法総論』・『各国交渉公法論』 数種、然綱領悉備、応用有余。なお、『万国 公法釈義』の長順の「序」にも、よく似た記述がある。
- (19) 『万国公法釈義』「万国公法釈義」。即如万国之名、始自黄帝、公法二字、『説苑』太公曰「賢君之治国、不以私善害公法。」、『韓非子』「古者世治之民、奉公法廃私術。」此公法之名之最早者冠西。丁君『中国古世公法論略』中「日升於東及於西」之喩、洵為確論。又謂春秋列国交際之道、即中国古世公法、亦属定評。なお引用箇所の原文は、『史記』五帝本紀の「置左右大監、監于万国。万国和、而鬼神山川封禅与為多焉。」、『説苑』政理の「武王問太公日「賢君治国何如」対曰「為国而更薄、不以私善害公法、賞賜不加於無功、刑罰不施於無罪。…」」、『韓非子』有度の「古者世治之民、奉公法廃私術、専意一行、具以待任」、『中国古世公法論略』「自序」の「如日升於東而後及於西也」、同「春秋列国交際之道、一秉乎礼、即其時之公法」になる。
- (20) 『万国公法釈義』「万国公法釈義」。「春秋序」疏「孔子作『春秋』、立素王之法」。泰西之公法、将来日就精厳、必漸合於春秋之法。
- (21) 吉林省には、吉林省省城交渉総局、哈爾浜鉄路交渉総局、小綏芬・老少溝・横道河・長春府の鉄路交渉分局といった渉外機関が存在した。これらの機関については、『吉林省交渉彙編』巻一、吏類門に詳しい。
- (22)『曹廷杰集』下「吉林将軍長順奏咨底稿」光緒二十七年九月。一、查公法書内、往往一案広引各国成案、公師論説至数十条之多、不厭詳細、以明其理、則定案自易。一、查公法書内、往往一事彼此辯論至数年数十年、而後定案、仍以理之曲直為准者。今与俄人拠公法理論、縱令一時不決、亦無妨碍。無論行否、将来各国必補入公法。
- (23) 「流」の二系統については、それぞれ「内公法(各国自制律例)」―「禁令科条」―「挙国遵行」―「未許甘服」・「黙許慣行」、「外公法(各国交渉律例)」―「盟約章程」―「明許遵守」―「未許甘服」・「黙許慣行」、となっている。

- (24)『万国公法釈義』「公法源流説」。人受天地之中以生、所謂命也。命稟生初之気、陰陽合徳、形質以具、所謂身体髮膚、受之父母、不敢毀傷者也。…命中有性焉、至虚至霊、為物不弐。未生之前、与天合而為一、既生之後、分天之一而居於吾心之中。大莫能載、小莫能破、放之則弥六合、卷之則退蔵於密。所謂一即道也。
- (25) 『論語集註』巻二·里仁第四。盡己之謂忠、推己之謂恕。…或曰「中心為忠、如心為恕」、 於義亦通。程子曰「…忠者無妄、恕者所以行乎忠也。忠者体、恕者用、大本達道也。」
- (26) 『万国公法釈義』「公法源流説」。夫揆情度理、莫要於已所不欲、勿施於人於人、即以已 之心、度人之心。又以人之心比己之心、所謂如心為恕也。欲明恕道先求忠心、人之心在身 之中、人之神則在心之中、性命皆託於此焉。
- (27) 『万国公法釈義』「公法源流説」。如図由公法等而上之、必合乎公義、方可為法天下。義者事之宜也。公義必由聖君・賢相・達人・名師、秉公議定。議者言之合乎義者也。公議度之天理、揆之人情、合者則議而行之、不合者則議而棄之、其議乃合乎公義而可定為法。
- (28) 『万国公法』第一卷第一章第一節。天下無人能定法、令万国必遵、能折獄、使万国必服。然万国尚有公法、以統其事、而断其訟焉。或問「此公法、既非由君定、則何自而来耶。」曰「将諸国交接之事、揆之於情、度之於理、深察公義之大道、便可得其淵源矣。」夫各国固有君、為己之民、制法断案、万国安有如此統領之君、豈有如此通行之法乎。所有通行之法者皆由公議而設、但万国既無統領之君、以明指其往来条例、亦無公挙之有司、以息其争端。倘求公法、而欲恃一国之君操其権、一国之有司釈其義、不可得矣。欲知此公法、憑何権而立。惟有究察各国相待所当守天然之義法而已。至於各公師辨説此義法、則各陳其説、故所論不免歧異矣。
- (29) 『万国公法釈義』第一卷第一章第一節釈。此言公法由公義而生、公義由公議而定。蓋地 球各国、各有君長制法断案以治其民。然止能各及所管之一国、而不能通行各国、使共遵其 所制之法、共服其所断之案、則交涉之事、非有公法以維持、其間必至齟齬不合、易起争端。 惟遇有交際、準情酌理、深察公義之当然、秉公定議、行之一国而各国皆以為是、行之各国 而一国不以為非、是為公法。蓋即公議之公義也。
- (30) 『万国公法釈義』第一卷第一章第十一節釈。第此法、系歷来各国有名法師、攷究各国交 涉、著為成書、遂致各国奉使外出及少年学習・繙訳等職、莫不奉為圭臬、実非由万国公使 及万国君主公議而定、則於万国公法之名義、仍有未足。
- (31) 『万国公法釈義』第一卷第一章第十一節釈。故愚擬、批評此書後、取現行之『公法便覧』『公法会通』『交渉公法論』三書、逐一詳考。昔行而今廃者、低為一格、批而存之。昔行今行、昔無今行者、高一格、表而出之。又将準情酌理、可以通行各事、増而広之、呈請政府核奏、請旨飭外務部大臣会同各国公使詳商去取。商定後、共訳英・法・華・俄文字、或專訳刺丁文字、石印数千部、分送各国君主・議院詳核画押。然後再印成書通行各国、使君民皆遵、庶於万国公法名義相符。
- (32) 『万国公法』中の「公議」は、mutually agree, agreement, convention, universal consent, resolution, negotiation など、『国際法原理』の様々な言葉の漢訳語になっている。
- (33) Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, \$2. The leading object of Grotius, and of his immediate disciples and successors, in the science of which he was the founder, seems to have been, First, to lay down those rules of justice which would be binding on men living in a social state, independently of any positive laws of human institution; or, as is commonly expressed, living together in a state of nature; and, Secondly, To apply those rules, under the name of Natural Law, to the

mutual relations of separate communities living in a similar state with respect to each other.

- (34) Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §4. Grotius would, undoubtedly, have done better had he sought the origin of the Natural Law of Nations in the principle of utility, vaguely indicated by Leibnitz, but clearly expressed and adopted by Cumberland, and admitted by almost all subsequent writers, as the test of international morality. But in the time that Grotius wrote, this principle which has so greatly contributed to dispel the mist with which the foundations of the science of International Law were obscured, was but very little understood. The principles and details of international morality, as distinguished from international law, are to be obtained not by applying to nations, the rules which ought to govern the conduct of individuals, but by ascertaining what are the rules of international conduct which, on the whole, best promote the general happiness of mankind.
- (35)『万国公法』第一卷第一章第二節。公法之学、創於荷蘭人名虎哥者、虎哥与門人、論公法曾分之為二種、世人若無国君、若無王法、天然同居、究其来往相待之理、応当如何、此乃公法之一種、名為性法也。夫諸国之往来、与衆人同理、将此性法所定人人相待之分、以明各国交際之義、此乃第二種也。
- (36) 『万国公法釈義』第一卷第一章第二節釈。此言公法創自荷蘭人虎哥、虎哥与門人、論公法分二種。其一種若謂世人若無国君管理、又無王法約束、但与人天然同居、其往来相待之事、必有願意不願意之分。願意者則可通行、不願意者必不可通行、以此為法。是為公法之由情而生者也。其一種承上段言、一処之衆人往来、以如此相待為是、諸国之衆人往来、亦以如此相待為是、依此人人相待之理、可明各国交際之義、以此為法。是為公法之由理而生者也。
- (37) 『万国公法釈義』第一部第一章第三節釈。此承上文、言由情而生之法、本人心自有之理、一似為天之所令、為世人所不得不遵者。聖賢著書、無非勧人為善去悪、以守此法耳。邦国体此法以定交際之義、即可釈其争端、是公法由公義而生也。此公義所生之公法、在人則合乎人之性、在天則合乎天之理。
- (38) 曹廷杰は、伝統的な「公」・「私」観から、国際法をキリスト教諸国間の法とする『万国公法』の記述を批判している(『万国公法釈義』第一巻第一章第十節釈義。此節不足為拠。 苟欲拠之、是祇可謂崇奉耶蘇教国之法、非万国之法、且祇可謂崇奉耶蘇教国之私法、非万 国之公法也。夫既曰公法、則当公行而非私行、明矣。既曰万国公法、則当万国公行而非数 国私行、又明矣。)。
- (39) 宋代以降、一般的に「情」の発露は各人の「気」と「質」の影響を受けて不揃いになると考えられていた。「心即理」とした「陸王之学」もあるが、『万国公法釈義』で引用される典故を見る限り、その影響は確認できない。また、明末以降、「理」を「私」な「情」の調和の筋目と見做し、その調和の状態を「公」とする考え方が儒学の中で広まっていた(溝口雄三『中国思想のエッセンス I 異と同のあいだ』岩波書店、2011年、52-55頁、張麗珠『清代義理学転型』里仁書局、2006年、135-138頁および181-190頁、張暁芬『天理与人欲之争一清儒揚州学派「情理論」探微』秀威資訊科技股份有限公司、2010年、522頁)。例えば、王夫之は「自然天理応得之処、性命各正者、無不可使遂仰事俯育之情。君子之道、斯以与天地同流、知明処当而人情皆協者也。此之為道、在斉家已然、而以推之天下、亦無不宜。特以在家則情近易迷、而治好悪也以知。在国則情殊難一、而斉好悪也以矩。」と説く(『読四書大全説』巻一・大学・伝八章)。また、戴震は「理也者、情之不爽失也。未有情不

得而理得者也。…「天理」云者、言乎自然之分理也。自然之分理、以我之情、絜人之情、 而無不得其平是也。」と述べている(『孟子字義疏証』巻上「理」)。

- (40) 石井剛『戴震と中国近代哲学―漢学から哲学へ』知泉書館、2014年、260頁。
- (41) 『万国公法釈義』第一部第一章第九節釈。此節所論、仍不外上数節之意、若云公法従性 法推出。惟但云性法則空而無憑、必細察庶人天然同居、有相待之理、可以天然相安者。即 是性法見端、就此端而推広之、変通増益、則為公議之公義、即是公法。
- (42) 『万国公法釈義』第一部第一章第四節釈。若但以一国人人相待之情理、範囲各国人人相 交之公事、則有所滞碍、虚而難憑。惟創設公議之人、見広慮深、庶幾事理通達、利害分明、 議行之法、自然帰実際而非属憑虚。此公法之由理而生者也。
- (43) Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §4. Grotius distinguished the law of nations from the natural law by the different nature of its origin and obligation, which he attributed to the general consent of nations. In the introduction to his great work, he says, "I have used in favor of this law, the testimony of philosophers, historians, poets, and even of orators; not that they are indiscriminately to be relied on as impartial authority; since they often bend to the prejudices of their respective sects, the nature of their argument, or the interest of their cause; but because where many minds of different ages and countries concur in the same sentiment, it must be referred to some general cause. In the subject now in question, this cause must be either a just deduction from the principles of natural justice, or universal consent. The first discovers to us the natural law, the second the law of nations. In order to distinguish these two branches of the same science, we must consider, not merely the terms which authors have used to define them, (for they often confound the terms natural law and law of nations) but the nature of the subject in question. For if a certain maxim which cannot be fairly inferred from admitted principles is, nevertheless, found to be everywhere observed, there is reason to conclude that it derives its origin from positive institution."
- (44) 『万国公法』第一卷第一章第四節。
- (45) 『万国公法釈義』第一巻第一章第四節釈。
- (46) 『万国公法釈義』 第一巻第一章第八節釈。縁此律法本出於性法、而会通増減、以洽其事耳。
- (47) 『万国公法釈義』第一巻第一章第七節釈。総之性理為体、公法為用、公法由公義而生、公義由公議而定、公義・公議必根性理。
- (48) Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §5. As a celebrated English civilian and magistrate (Lord Stowell) has well observed, "a great part of the law of nations stands upon the usage and practice of nations. It is introduced, indeed, by general principles, but it travels with those general principles only to a certain extent; and if it stops there, you are not at liberty to go further, and say that mere general speculations would bear you out in a further progress;…"
- (49) 『万国公法』第一卷第一章第五節。英国公師斯果徳云「公法多憑諸国之常例、其本固出 於理、但不能將天理自然之義、以治万事也、亦不可以憑虚之論、為公法也。…」
- (50) 『万国公法釈義』第一巻第一章第五節釈。次段言斯氏論天理自然之義、虚而無憑、不若諸国公法之例、実而有拠。蓋以礼為体、以法為用、方不至徒託空談如釈道之言性理。儒教不能指斥其非、第専在性理一辺立説、而於経世大法、反若遺棄、是為有体無用。故二氏之書、不能如儒教之体用兼備、足以行之無弊。ここでは「礼」を「体」としている。「性理」や「性法」は、外からの強制によらない人間の内面から発する規律として「礼」と同一視

されているようである。なお、自然法もしばしば道徳と同一視される。

- (51)「体用」論は、もともと仏教の中国土着化の過程で用いられるようになったものとされる(島田虔次「体用の歴史に寄せて」『仏教史学論集 塚本博士頌寿記念』塚本博士頌寿記念会、1961年、A・チャールズ・ミュラー「インド仏教の中国化における体用論の出現一その概要を論ず」『東アジア仏教学術論集』5、2018年、船山徹『六朝隋唐仏教展開史』法蔵館、2019年、39-59頁)。なお、仏教上の「体用」は、日本語では呉音で「たいゆう」と読む。
- (52) 『万国公法釈義』「万国公法釈義」。周髀・渾天旧有其制。「地有四游、常動而人不知」、見『尚書考霊曜』。晋之張華、有天廻地游之説。有宋一代、儒者専談性理、不務実学。元明及今、竟以詞章錮其聡明、偶語地動、反駭為異聞、転若今之西人一切実学、皆中国従古所未有者。窃以為除電学外、無一非中国旧有之学、但因朝廷不尚奇異、故西人得之、逐漸研究、精益求精、反使中国視為西人所創造、而不知其法多由東去也。「地有四游、常動而人不知」は、上の引用では文章が省略されており、『尚書緯考霊曜』(『玉函山房輯佚書』本)では、「地有四游。冬至地上、北而西三万里。夏至地下、南而東三万里。春秋二分、則其中矣。地常動不止、人不知。譬如人在舟中而坐、舟行而人不覚。」となっている。なお、「専談性理、不務実学」は、『論語類纂』に再録した際に「多談性理、不務実学」と改められている。
- (53) 杜石然·范楚玉·陳美東·金秋鵬·同世徳·曹婉如(編著)、川原秀城·日原伝·長谷部英一·藤井隆·近藤浩之(訳)『中国科学技術史』上、東京大学出版会、1997年、231-232頁。
- (54)「西学中源」説に、清朝中国の官僚・士大夫の自誇・傲りを読み取るのは容易い。しかし、彼らが実用・実務・専門技術に関して知識を習得すべきか否かをめぐって激しい論争が繰り返されてきたことにも目を向けるべきであろう。例えば、京師同文館による教育・人材育成・専門技術の普及活動に関する論争があったが、これについては根無新太郎「同文館論争における保守派の再検討―楊廷熙の上奏を中心に」『大阪学院大学国際学論集』34-1・2、2024年を参照。また、欧米諸国へ派遣された清朝外交官たちの欧米の国家・社会に対する異なった分析と議論は、岡本隆司・箱田恵子・青山治世『出使日記の時代―清末の中国と外交』名古屋大学出版会、2014年を参照。なお、こうした議論はいわゆる「洋務」に先んじた、龔自珍・包世臣・魏源・陶澍・姚瑩などといった、19世紀の学術とくに経世学の思想にさかのぼってその論争の歴史を整理・検討する必要もあるだろう。
- (55) Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §7. The public jurists of the school of Puffendorf had considered the science of international law as a branch of the science of ethics. They had considered it as the natural law of individuals applied to regulate the conduct of independent societies of men, called States. To Wolf belongs, according to Vattel, the credit of separating the law of nations from that part of natural jurisprudence which treats of the duties of individuals. In the preface of his great work, he says, "That since such is the condition of mankind that the strict law of nature cannot always be applied to the government of a particular community, but it becomes necessary to resort to laws of positive institution more or less varying from the natural law, so in the great society of nations it becomes necessary to establish a law of positive institution more or less varying from the natural law of nations. As the common welfare of nations requires this mutation, they are not less bound to submit to the law which flows from it than they are bound to submit to the natural law itself, and the new law thus introduced, so far as it does not conflict with the natural

- ral law, ought to be considered as the common law of all nations. This law we have deemed proper to term, with Grotius, though in a somewhat stricter sense, the voluntary Law of Nations."
- (56) 『万国公法』第一巻第一章第七節。布氏門人以公法之学為性理之一派。蓋視為人人相待之性法而推及諸国交際之分也。此後俄拉費以諸国之公法与人人之性法分門別戸。有発得耳養之謂其有功於公法之学也。俄拉費著書云「人生在世相待之分繁多、難以性法推及之。故国内另設律法与此性法少異。即諸国之兵設条例与諸国之理法少異。其故亦然。其条例之所以異於理法者、蓋因諸国之公好、必須如此、諸国即当服。此条例与理法無二、且条例如与理法無所矛盾、即当作為万国之通例、虎哥所称諸国甘服之法、是也。」
- (57) 『万国公法釈義』第一巻第一章第七節釈。此節即性理為公法之体、公法為性理之用、二語足以尽之。欲明体用之説、在物如草木之復命帰公、在人如『易』謂「寂然不動」時、皆体也。在物如草木之発栄滋長、在人如『易』謂「感而遂通」時、皆用也。布氏門人与俄拉費未見及此、故一謂公法為性理一派而一駁之。なお、この箇所は『易経』繋辞上「易無思也、無為也、寂然不動、感而遂通天下故。」のほか、『老子道徳経』第十六章の「夫物芸芸、各復帰其根、帰根曰静、是謂復命。復命曰常、知常曰明、不知常妄作凶。知常容、容乃公、公乃王。」を踏まえていると思われる。
- (58) ただし、これは清朝中国の官僚・士大夫による実定法の無視を意味するものではない。 当該時期の別系統の取り組みとして、1870年代から1900年代まで、清朝と諸外国の間の条 約や「成案」を分類整理し「案語」を付するなどした書籍がたびたび出版されている。こ れらは条約集に近いものであるが、伝統的な律学の影響も受けているようである(労乃宣 『各国約章纂要』「凡例」)。その「案語」も、法思想に関わる内容は見当たらず、実務的な ものとなっている。曹廷杰が長く身を置いた吉林省で1903年頃にまとめられた前出の『吉 林省交渉彙編』も、この系統に連なる文献である。
- (59) 『万国公法釈義』第一巻第一章第十節釈。按如心為恕、不欲勿施、亦即人性・天理所当然者、所謂公法従性法中推出也。各国遵之、則共相喜楽、而国以永安。一国違之、則共相怨怒、而国以即危。
- (60) 20世紀初頭になると儒学の教義に縛られない近代知識人による「国際法」(「万国公法」 に代わって普及)の研究も増加する。ただ彼らも、儒学など伝統的な学問を完全に棄てて 省みなくなったわけでもなければ、単なる欧米の学説の受容で満足したわけでもない。その意味で、近代知識人が「国際法」として説いている具体的な規範について、欧米日の国際法学説と比較する必要がある。
- (61) 『泰西各国采風記』卷五「公法」。虎哥乃創為公法、初名平戦条規、既無禁戦之権、又無礼教以為持論之本、惟推原於性法与上帝示命善悪之別、是矣。惟蔽於功利之恒習、囿於権勢之俗見、不敢直断争城据地之非、故説多依違持両端。